

東京高等裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 所得税賦課決定処分取消等請求控訴事件
国側当事者・国（荒川税務署長）
平成20年7月23日棄却・上告

判 示 事 項

- (1) 国税通則法115条1項（不服申立ての前置等）における裁決の意義（原審判決引用）
- (2) 納税者の平成11年から平成15年分所得税に対する決定処分等に係る納税者の異議申立ては、いずれも、国税通則法77条1項（不服申立期間）の定める不服申立期間を経過した後にされたものであり不適法であって、また、納税者がその後にした当該各処分に係る審査請求も、適法な異議申立てを経ないでされたものであり不適法であるから（同法75条3項（国税に関する処分についての不服申立て））、本件訴えは、国税通則法115条1項本文（不服申立ての前置等）に定める審査請求についての裁決を経っていない不適法な訴えであるとされた事例（原審判決引用）
- (3) 本件各処分の通知書を受領した際、本件各処分の「通知書」を受領したとは認識しておらず、実際に本件各処分の通知書であることを認識したのは翌日になってからであるから、納税者が認識した日の翌日から2ヶ月以内に行った異議申立ては不服申立期間内になされたものであるとの納税者の主張が、処分に係る通知を受けたというためには、社会通念上、処分を受ける者が通知の内容を了知し得る客観的状态に置かれれば足り、現実にはその内容を了知することを必要とするものではないといふべきであるところ、納税者が通知書を受領したときに通知書の内容を十分に了知し得る客観的状态にあったといふことができるのであって、その翌日から起算して2か月以内に異議申立てがされなかったことは明らかであるとして排斥された事例（原審判決引用）
- (4) 納税者は異議申立てを不服申立期間から1日経過した後にしており、かつ、本件各処分には重大な違反があるから国税通則法115条1項の充足を認めるべきであり、また、不服申立制度を理由に国民の司法の判断を受ける権利に制限を加えることはできないなどの納税者の主張が、いずれも納税者独自の見解に基づく主張であるとして排斥された事例（原審判決引用）
- (5) 納税者が主張する事情を考慮しても、納税者が不服申立期間内に異議申立てをしなかったことについてやむを得ない理由（国税通則法77条3項（不服申立期間））があったとはいえず、また、裁決を経ないことにつき正当な理由（同法115条1項ただし書、同項3号）があったということもできないとされた事例（原審判決引用）
- (6) 国税通則法115条の不服申立前置の規定は憲法32条（裁判を受ける権利）に違反するとの納税者の主張が、憲法76条2項（司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立）は行政機関もまた裁判を行うことのあることを前提としており、行政機関が行う裁判と司法裁判所が行う裁判との相互関係については、裁判所が終審として裁判を行うことを要求するものとしたほか、行政機関の行う裁判を裁判所に対する訴訟提起の前提要件とするか否かは法律の定めるところに一任していると解すべきである（最高裁判所昭和26年8月1日大法廷判決・民集5巻9号489頁）として排斥された事例

判 決 要 旨

- (1) 国税通則法115条1項本文は、国税に関する法律に基づく取消訴訟は、当該処分が審査請求をすることができる処分にあつては、審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができ

ないと定めるところ、上記判決とは、適法な審査請求に基づいてなされた判決を指すのであって、不適法な審査請求に基づく却下判決はこれに含まれないというべきである（最高裁昭和30年1月28日第二小法廷判決・民集9巻1号60頁参照）。

(2)～(6) 省略

（第一審・東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号、平成20年1月22日判決、本資料258号－8・順号10866）

判	決
控 訴 人	甲
同訴訟代理人弁護士	笠原 健司
被控訴人	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	荒川税務署長
被控訴人指定代理人	川勝 庸史
同	片桐 克典
同	櫻井 光照
同	川上 昌
同	植山 昌文

- 主 文
- 1 本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

- 事 実 及 び 理 由
- 第1 控訴の趣旨
- 1 原判決を取り消す。
 - 2 処分行政庁が控訴人に対して平成18年7月4日付けでした
(1) 控訴人の平成11年分の所得税につき、本税の額を493万4500円とする決定処分及び重加算税の額を197万2000円とする重加算税賦課決定処分
(2) 控訴人の平成12年分の所得税につき、本税の額を2568万0500円とする決定処分、無申告加算税の額を1万0500円とする無申告加算税賦課決定処分及び重加算税の額を1024万円とする重加算税賦課決定処分
(3) 控訴人の平成13年分の所得税につき、本税の額を877万7200円とする決定処分、無申告加算税の額を25万5000円とする無申告加算税賦課決定処分及び重加算税の額を282万8000円とする重加算税賦課決定処分
(4) 控訴人の平成14年分の所得税に係る更正処分のうち、総所得金額4062万2000円を超える部分、納付すべき税額211万8880円を超える部分、過小申告加算税の額を14万6000円とする過小申告加算税賦課決定処分及び重加算税の額を43万0500円とする重加算税賦課決定処分
(5) 控訴人の平成15年分の所得税に係る更正処分のうち、総所得金額845万40

00円を超える部分、還付金の額に相当する税額142万0240円を超える部分、過小申告加算税の額を2万8000円とする過小申告加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、処分行政庁が、控訴人の平成11年分ないし平成15年分の所得税について平成18年7月4日付けでした上記控訴の趣旨2の(1)ないし(5)記載の各決定処分（以下、これらの処分を「本件各処分」という。）に対し、控訴人が、本件各処分が有効な送達を欠いていること、雑所得の認定に誤認があること、理由付記がないことを理由に、いずれも違法であると主張して、その取消しを求めた事案である。

被控訴人は、これに対し、本件各処分の通知書はいずれも有効に送達されており、異議申立期間の徒過により、本件訴えは有効な審査請求の前置を欠いたものとなるから、いずれも不適法であると主張した。

本件の争点は、本件各処分の通知書の送達が有効にされたかであり、原審は、これらの通知書は有効に送達されており、控訴人がした本件各処分に係る異議申立てはいずれも所定の不服申立期間が経過した後にはされた不適法なものであり、したがって、控訴人がその後にした本件各処分に係る審査請求も適法な異議申立を経ないでされた不適法なものであり、本件訴えは国税通則法115条1項本文に定める審査請求についての裁決を経ていない不適法なものであるとして、いずれも却下した。

2 控訴人の当審における主張

- (1) 原判決は、本件訴えを国税通則法に定める審査請求の裁決を経ていない不適法な訴えであるとして却下したが、本件処分の内容が不当であるにもかかわらず、不当な処分を行った行政側の判断を得なかったというだけで、控訴人が公平な第三者の機関たる司法の場合での判断を受けられないというのは、控訴人の裁判を受ける権利（憲法32条）を奪うものであり、不服申立前置主義が存在するとしても、同規定は憲法に抵触する範囲では無効であるから、これを根拠に本件訴えを却下することは許されない。
- (2) 行政事件について不服申立前置主義が認められる場合があるとしても、その趣旨は当事者の便宜を図るためのものであるから、当事者の裁判所への訴訟提起が不当に制限を受けてはならず、本件において、①不服申立期間を徒過していたとしても僅か1日であり、実質的には不服申立前置主義を充たしていること、②国税通則法で定める不服申立期間である「2月以内」について、一般の国民は、通常、処分を受けた日が7月5日であれば不服申立期間は2か月後の9月5日までであると考えられるものであること、③本件では課税の根拠が全く示されておらず、通知そのものが行われていないか有効といえないこと、の諸事情を考慮すれば、仮に不服申立期間を経過していても、裁判所は本件訴えを適法な訴えとして扱うべきである。

第3 当裁判所の判断

- 【判示(1) 当裁判所も、本件訴えは、いずれも有効な審査請求の裁決を経ていないものであるから、
- ～(5)】 不適法であり、却下すべきであると判断する。その理由は、次のとおり訂正付加し、当審での控訴人の主張について補足するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」に記載されたとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決３頁１２行目「原告の」の次に「肩書住所の」を加え、同１５行目「原告に交付した。」を「原告（控訴人）に交付したが、その際原告がこれに異議を述べることはなかった。」に改める。
- 2 原判決４頁１０行目の「荒川税務署長に対し、」の次に「弁護士を代理人として」を、同１７行目「審査請求した」の次に「(弁論の全趣旨)」をそれぞれ加える。
- 3 原判決５頁３行目の「対して」の次に「国税通則法１２条４項所定の」を加える。
- 4 当審での控訴人の主張について

【判示(6)】

- (1) 控訴人は、国税通則法１１５条の不服申立前置の規定は憲法３２条に違反する旨主張する。しかし、憲法７６条２項は行政機関もまた裁判を行うことのあることを前提としており、行政機関が行う裁判と司法裁判所が行う裁判との相互関係については、裁判所が終審として裁判を行うことを要するものとしたほか、行政機関の行う裁判を裁判所に対する訴訟提起の前提要件とするか否かは法律の定めるところに一任していると解すべきである（最高裁判所昭和２６年８月１日大法廷判決・民集５巻９号４８９頁）から、国税通則法１１５条がいわゆる不服申立前置主義を定めたからといって、憲法３２条に違反するものということとはできない。よって、控訴人の主張は理由がない。
- (2) 控訴人は、その他、本件において、種々の事情を述べて、不服申立期間を経過していても、裁判所は本件訴えを適法な訴えとして扱うべきである旨主張するが、原判決が「第３ 争点に対する判断」の３で説示するとおり、いずれも控訴人独自の見解に基づく主張であり、主張自体失当である。

第４ 結論

よって、原判決は正当であって、本件控訴は理由がない。

東京高等裁判所第２３民事部

裁判長裁判官 鈴木 健太

裁判官 福島 節男

裁判官 内藤 正之